



23財第2709号

平成24年3月29日

浪江町長様

福島県総務部長



計画的避難区域内に放置してある車両の自動車税の減免
に関する要望書について（回答）

平成24年1月26日付けで要望のありましたことについては、別添の
とおりです。

（事務担当 税務課 間税担当 電話 024-521-7070）

計画的避難区域内に放置してある車両の自動車税 の減免に関する要望書に対する回答

自動車税は、自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）に対して課税する一種の財産税であり、登録が抹消されず消費段階にある自動車（使用できる状態にある自動車）は、滅失・損壊等により自動車としての機能を失った場合でない限り、使用の有無にかかわらず課税となります。

ただし、原子力災害区域の警戒区域は、法による立入り禁止区域であることから、警戒区域から持ち出せない自動車は、登録があっても消費段階にある自動車とはいえず、一時的に財産的価値がない状態であると認められることから、持ち出すまでの期間を減免としたところです。

要望の趣旨は十分に理解できますが、自動車税の課税の原則、さらに計画的避難区域内に検問所等が設置されていても立入り禁止区域ではなく、当該区域内にある自動車は消費段階にあるため、自動車税の減免措置を講じている警戒区域とは同様でないと考えております。

なお、警戒区域以外において、道路遮断状態などにより、だれもが自己意思では自由に立ち入ることができない事実が明らかな場合は、減免について再度御相談願います。